

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	高島株式会社
【英訳名】	TAKASHIMA & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 幸一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座1丁目15番11号
【電話番号】	03(3567)0755
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 平川 知志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座1丁目15番11号
【電話番号】	03(3567)0755
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 平川 知志
【縦覧に供する場所】	高島株式会社大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目1番15号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄5丁目26番39号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第125回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円 配当総額180,935,072円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、この変更は、平成25年6月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであります。なお、この附則につきましても、本店移転日の効力発生日経過後、これを削除することといたします。また、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第39条を新設するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

高島幸一氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏、田中邦忠氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

久保田民雄氏、橋本雅富氏を選任するものであります。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%) (注)1
第1号議案 剰余金の処分の件	29,881	89	1	(注)2	可決(98.4%)
第2号議案 定款一部変更の件	29,883	87	1	(注)3	可決(98.4%)
第3号議案 取締役4名選任の件					
高島 幸一	29,856	114	1	(注)4	可決(98.3%)
高垣 康孝	29,877	93	1		可決(98.4%)
大畑 恭宏	29,877	93	1		可決(98.4%)
田中 邦忠	29,877	93	1		可決(98.4%)
第4号議案 補欠監査役2名選任の件					
久保田 民雄	28,215	1,715	1	(注)4	可決(93.0%)
橋本 雅富	29,769	161	1		可決(98.2%)

(注)1. 賛成割合は、小数点第2位を切り捨てて記載しております。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。